

老人福祉施設（養護老人ホーム・特別養護老人ホーム）の用に供する 固定資産に係る固定資産税・都市計画税の非課税について

社会福祉法人等が老人福祉施設（養護老人ホーム・特別養護老人ホーム）の用に供する固定資産（土地、家屋及び償却資産）に係る固定資産税・都市計画税は非課税となります（地方税法第348条第2項第10号の5、第702条の2第2項）。

必要書類を添付の上、神戸市固定資産税第1～3課（土地・家屋）又は固定資産税企画課（償却）へ申告してください。

1 非課税の対象となる要件

(1) 所有者

所有者に係る要件はありません。

ただし、固定資産を有料で借り受けた者が当該老人福祉施設の用に供している場合は、非課税に当たりません。

(2) 使用者（次のいずれか）

- ① 社会福祉法人（日本赤十字社を含む）
- ② 社会福祉法人とみなされる農業協同組合連合会

(3) 対象資産

- ① 養護老人ホーム（上記(2)の①が経営するもの）
- ② 特別養護老人ホーム（上記(2)の①または②のいずれかが経営するもの）

※ なお、一般の職員の宿舍等、事業と直接関係のない施設は非課税の対象外。

2 非課税申告に係る必要書類（次の書類を提出してください）

チェック	提出書類	備考
<input type="checkbox"/>	固定資産税の非課税申告書	
<input type="checkbox"/>	使用者が確認できるもの	・法人登記事項証明書 等
<input type="checkbox"/>	非課税の規定に該当する事実を証明する書類 （養護老人ホームの設置認可書または特別養護老人ホームの設置認可書（もしくは指定書）の写し）	
<input type="checkbox"/>	非課税部分の地積・床面積が確認できるもの	・登記簿謄本、地積測量図、建物平面図 等

※ 固定資産（土地、家屋または償却資産）の所有者と使用者が異なる場合に必要書類

チェック	提出書類	備考
<input type="checkbox"/>	無料で貸与していることを証明する書類	・使用貸借契約書の写 等

3 申告書等の提出期限及び提出先

事実発生の日から 30 日以内に、神戸市固定資産税第1～3課へ申告書及び必要書類をご提出ください（市税条例第35条の2第3項）。

※ 資産の使用実態を確認した上で、非課税の認定を行います。現地調査にご協力をお願いします。

4 お問い合わせ先

○ 土地、家屋及び償却資産に係る非課税（固定資産税・都市計画税）について

問合せ先	郵便番号	所在地	電話番号
神戸市固定資産税 第1・2課（土地・家屋） 固定資産税企画課（償却）	〒653-0042	神戸市長田区二葉町 5丁目1番32号	078-647-9400 ※1

※1 お電話後、自動音声案内が流れます。物件所在の区に応じて担当部署にお繋ぎいたします。